

特別な配慮を必要とする入学志願者についての注意

疾病、身体機能の障がいのため、受験あるいは修学上特別な配慮を必要とする志願者は、出願開始 1ヶ月前までに本学へ照会してください。(注)

入学後の学習（資格取得のために必須である学内での実験・実習及び学外実習などを含む）を考慮し、必要な場合には志願者との面談、診断書類の提出などをお願いすることもあります。

(注) 受験に際して、普段使用している補聴器、歩行補助器具（車椅子、松葉杖など）を使用する場合も、会場の設定や特別措置などの関係から予め申し出てください。